

供 覧	課 長		係 長		係 員	
-----	--------	--	--------	--	--------	--

(第 - 号)

## 貸貸借請書

1	件 名	
2	物 件 及 び 構 成	別紙仕様書のとおり
3	賃 貸 借 料 (年額概算)	(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ) 内訳は、別紙のとおり
4	契 約 期 間	令和8年 月 日 ~ 令和9年3月31日
5	契 約 保 証 金	免除
6	特 約 事 項	無

上記の契約について、次の条項を承諾の上、履行することをお請けします。

令和 年 月 日

甲 公立大学法人名古屋市立大学

理事長 郡 健二郎 様

乙 (賃貸人) 所 在 地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

(総則)

第1条 甲は、乙から別表記載の物件（以下「本物件」という。）をこの契約書及び仕様書に基づいて賃借し、乙は、これを賃貸するものとする。

2 乙は、本物件の賃貸借が、在宅患者等（以下、「使用者」という。）のために行われるものであることを認識の上、関係法令を遵守しこれを行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、甲の承認がなければ、この契約によって生じる権利及び義務を他人に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

(本契約と個別契約)

第3条 本契約は、本契約期間中に甲乙間に締結される一切の本物件の賃貸借に関する個別の契約（以下「個別契約」という。）についても共通に適用されるものとする。

2 甲が、発注書に機種、数量、使用者名、引渡し場所及び引渡し期日を記載の上、乙にこれを交付し、乙が受注書を甲に交付した時に個別契約が成立するものとする。

(機器の操作及び貸出しに関する説明)

第4条 甲は、使用者に対する本物件の取り扱いに関する技術指導（以下、「技術指導」という。）を原則、自ら行うものとする。ただし、本物件の適正使用の確保と安全使用を目的とした乙による補足説明（以下「立会い」という。）が必要と判断した場合は、甲は乙に立会いを要請することができるものとする。ただし、厚生労働省規定の「立会いに関する基準」を遵守するものとする。

2 甲が乙に立会いを要請する場合は、甲は予め使用者に対し乙の立会いが必要である旨を説明し、使用者の了解を得ていなければならない。乙は立会いを行うに際し「立会い実施確認書」（以下、「確認書」という。）を甲に提示し、甲は確認書の様式に従い記載及び記名捺印又は署名するものとする。

3 甲が使用者への技術指導を完了し、使用者が本物件を使用する旨同意した後、乙は本物件の正当な保有者の義務として、使用者に対し安全設置・保管に関する注意及び不要となった場合の返却方法等について説明を行わなければならない。ただし、これについては、前2項に規定する立会いの範囲とはならないものとする。

4 甲は、乙の予定回数立会い実施が終了した時は、確認書の様式に従い記名捺印又は署名するものとし、乙はその写しを甲に提出するものとする。

(引渡し及び検査確認)

第5条 乙は、個別契約に定める引渡し期日及び引渡し場所において、本物件の搬入、設置及び試運転を行い、本物件を確実に甲に引渡すものとする。ただし、天災地変等の不可抗力の事情によって引渡しが遅延した場合、乙はその責任を逃れるものとする。

2 乙は、本物件の設置に当たっては、使用者に使用方法、緊急時・故障時の連絡方法等について十分に説明の上、これを承知させ、また、印刷物として本物件にも掲示するものとする。

3 乙は、本物件の試運転により正常な運転を確認し、その旨使用者に通知するとともに引渡完了届を作成し、使用者の確認を受けるものとする。

4 乙は、使用者に確認を受けた後、甲に引渡完了届を提出し検査確認を受けるものとし、検査確認に合格した場合、引渡しが完了するものとする。ただし、甲が合格と認めないときは、乙は甲の指定する期限内に、これに適合させるための措置を行わなければならない。なお、乙は引渡完了届の写しを保管するものとする。

5 本物件の引渡し前に生じた本物件の滅失、破損、変質その他一切の損害は、甲の責に帰すべきものを除き、乙の負担とする。

(延滞金)

第6条 乙が正当な理由なく物件の引渡しを遅延したときは、甲は遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額を延滞金として徴収する。

2 前項の延滞金の算定の基礎となる日数には、第5条第4項の規定によって甲が最初に指定した日までの日数は算入しないものとする。

(医事算定の協力)

第7条 乙は、使用者の使用状況を常に把握し、甲が診療報酬を適正に算定できるよう協力するものとする。

2 乙は、個別契約が成立したときは、速やかにその受注書の写しを甲の医事会計担当者に提出するものとする。

3 乙は、毎月末に使用者の使用状況を甲の医事会計担当者に報告するものとする。

(賃借料の支払い)

第8条 甲は、乙に対し本物件の賃貸借の対価として賃借料を支払う。なお、賃貸借料の金額の変更を必要とする場合は、甲又は乙のいずれかの申し出により甲乙協議しこれを行うものとする。

2 乙は、毎月末に当月分の賃貸料を計算し、翌月の10日までに甲に請求するものとし、甲乙双方合意の様式の使用一覧表を月ごとに作成し、請求書と共に甲に提出するものとする。

3 甲は、審査の上、賃貸料を履行月の翌月末（金融機関休業日の場合は、その直前の金融機関営業

日)に支払うものとする。

- 4 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。
- 5 前項にかかる振込手数料は、甲の取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。

(故障の対応)

第9条 本物件に故障が発生した時は、甲は直ちに自ら又は使用者をして乙にその旨通知するものとする。

- 2 甲又は使用者から乙に通知のあった本物件の故障及び定期保守点検において発見された故障については、本物件の誤操作等乙の責によらない事由により生じた故障の場合を除き、乙が修理し、これに係る費用は乙の負担とする。
- 3 乙は、甲又は使用者から修理の要請があった場合には、使用者に乙の作業員を派遣し、その修理に当たるものとする。
- 4 乙は、第2項及び第3項の修理終了後、修理作業報告書を作成し使用者の確認を得た後、甲に提出する。乙はその写しを保管するものとする。
- 5 乙は、本物件の修理が長時間にわたる場合は、本物件の代替機器を設置するものとする。

(回収)

第10条 使用者が甲の指示等により本物件の使用を中止した場合は、甲はこの旨乙に連絡するものとし、乙は本物件の回収をする。

(装置の更新)

第11条 個別契約により取り決められた事由又は乙からの申出により、甲がこれを認めて本物件を更新する場合は、乙は速やかに個別契約に定める引渡し場所において、更新された機器を甲に引渡す。この場合、既存の装置については、乙が責任をもって回収するものとする。

(甲の注意義務等)

第12条 甲は、自ら又は使用者をして本来の用法に従い善良なる管理者の注意をもって本物件を使用するものとする。

- 2 甲は、自ら又は使用者をして乙に無断で本物件の改造その他本物件に変更を生ぜしめるような一切の行為をしてはならない。
- 3 甲は使用者に本物件を転貸し、使用させるに当たって、主治医の処方及び別途乙が甲に交付する本物件の取扱い説明書に従い正しくこれを使用させるものとする。
- 4 甲は、自ら又は使用者をして自己の責任において本物件を使用するものとする。
- 5 甲は、故障又は停電等による本物件の作動停止について、あらかじめ使用者に対し乙との取り決めに基づき、適切な指導及び指示を行うものとする。
- 6 甲は、使用者が本物件の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知する。

(乙の注意義務等)

第13条 乙は、本物件の保守点検業務に必要な乙の従業員及び業者を確保しなければならない。

- 2 乙はやむなく業者を変更しようとするときは業務の質の低下を招かないよう配慮することとし、あらかじめ甲及び使用者に通知する。
- 3 甲は、乙の従業員及び業者が不適合であると認めた場合はその理由を付し乙に申し出ることができるが、その変更等の権限は乙に属するものとする。
- 4 乙は、自ら又はその指定する者をしてあらかじめ甲及び使用者に通知の上、本物件の設置場所に立入り、本物件の保管及び使用状況について検査をすることができる。
- 5 乙は、乙の従業員に対する研修訓練を行う。

(所有権の保全)

第14条 甲は、本物件の所有権が乙に属するものであることから第三者が本物件について権利を主張し、又は仮差押え又は強制執行の申立等をしようとした場合は直ちに乙にその旨を通知し、乙の指示に従うものとする。また、乙から本物件に乙の所有権を明示する標示、標識等を標示するよう申入れがあったときは、甲はこれに従うものとする。

- 2 甲は、本契約に基づく本物件の賃借権を他の者のために譲渡し又は担保に供したりせず、又は使用者に転貸する場合を除き、乙の事前の了解なしに本物件を他の者に使用させないものとする。

(賠償責任)

第15条 乙は、乙の責任に帰すべき事由により事故等を生じせしめた場合には、乙は甲に対してその損害の責を負うものとする。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、本契約の有効期間中に本契約を解除しようとするときは、1月前までに相手方に申出、協議することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は乙に事情の説明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、本契約を履行しないとき
- (2) 乙が行政庁の処分を受けたとき

- (3) 乙が本契約に違反したとき
- (4) 乙に本契約の履行が困難と見なしうる客観的事由が生じたとき
- (5) 乙の従事者及び業者が不正又は違法の行為を行い、乙が本物件の賃貸借ができないと甲が認めるとき
- (6) 甲への事情説明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき

2 前項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の納付に係る契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、乙が履行保証保険契約を締結しているときは、甲はその保険金を取得し、その他のときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第17条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは前条第1項第5号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定による違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第18条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(個別契約の終了)

第19条 甲は、あらかじめ相手方に通知の上、何時でも個別契約を終了させることができる。

2 前項の場合、甲は当該個別契約に基づいて乙より借受けた本物件を原状に復した上、無条件でこれを乙に返還するものとする。

(その他)

第20条 甲は、本契約に定める条項のうち使用者にも関係するものについて、その内容を使用者に周知させ、使用者にこれら条項を遵守させるものとする。万が一使用者がこれら条項に違反したために乙が損害を被った時は、別に定めがある場合を除き、甲はこれを賠償するものとする。

2 本契約の解釈について疑義を生じた場合及び本契約に定めがない場合は、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関連して生じる紛争については、甲を管轄する裁判所をもって管轄とする。

(特記事項)

第22条 甲及び乙は、この契約による事務処理を行うに当たり、別記「情報取扱注意項目」を遵守しなければならないものとする。

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。  
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。  
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。  
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

### (複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

### (情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。  
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

### (情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。  
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

### (報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。  
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

### (従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。  
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。  
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。  
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

### (契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
  - (2) 損害賠償を請求すること。
  - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

### (特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

### (電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。